

第 5 2 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

平成 2 4 年 2 月 1 4 日 (火)

午後 1 : 3 0 ~

1 4 A 会 議 室

出席委員

1 号 委 員

一木明委員，小堀志津子委員，青木格次委員，
加藤一克委員，小野口睦子委員，森本章倫委員，
安藤英夫委員，森賢一郎委員

2 号 委 員

小平美智雄委員，櫻井啓一委員，綱河秀二委員
塚田典功委員

3 号 委 員

井澤清二委員

代理出席

3 号 委 員

高橋啓一委員：(代理出席者：桂 俊昭)
竹村政之委員：(代理出席者：塚野 重徳)

(計 1 5 名)

出席幹事

大島一夫幹事，宇梶嘉修幹事，平手義章幹事，赤石澤亮幹事，
池田潔幹事，鈴木勝雄幹事，田辺義博幹事

(7 名)

臨時幹事

半田浩一郎幹事，小堀徹幹事，飯塚由貴雄幹事

(3 名)

事務局

田嶋実書記，大貫真一書記
松本朝行書記，江口英男書記

(4 名)

田嶋書記

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

記者の方から、写真等の撮影を要望されておりますが、会長よろしいでしょうか。

森本会長

異議ございません。写真やビデオ撮影につきましては、議事に入る前まででお願いします。

田嶋書記

それでは、開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。

資料としては、事前にお送りしております、第52回宇都宮市都市計画審議会次第、議案書第1号、第2号、第3号、第4号、説明資料が議案第1号として「宇都宮都市計画用途地域の変更」、議案第2号として「宇都宮都市計画火葬場の変更」、議案第3号として「宇都宮都市計画緑地の変更」、議案第4号として「宇都宮市景観計画の変更」、宇都宮市景観計画（平成23年3月改訂版）、景観形成重点地区の規制の仕組みでございます。

また、本日配布させていただきました議案第1号として「宇都宮都市計画用途地域の変更」A4版、参考資料1、議案第2号「宇都宮都市計画火葬場の変更」、議案第3号として「宇都宮都市計画緑地の変更」A3版、参考資料2、以上の資料となっております。不足しているものがありましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

続きまして、今回の審議にあたり、臨時幹事が出席しておりますのでご紹介いたします。半田生活安心課長です。小堀緑のまちづくり課長です。飯塚東部区画整理事業課長です。

それでは、第52回宇都宮市都市計画審議会を開催いたします。

森本会長、進行をよろしくお願いします。

森本議長

それでは、只今より、第52回宇都宮市都市計画審議会を開会したいと思います。

開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

先週、富山市の土地利用懇話会に出席いたしました。富山市はコンパクトなまちづくりを目指しており、宇都宮市とまちづくりのコンセプトが非常に似ていますが、宇都宮市よりもかなり進んだ議論をしています。

宇都宮市にとっても、参考になると思いますので、機会があればその情報を提供できたらと考えております。

それでは、はじめに、本会の成立について、事務局より報告をお願いします。

大貫書記

はい、議長、本日の会議でございますが、現在出席委員は15名でございます。これは、当審議会条例第6条にございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

森本議長

事務局より、会議の成立について報告がありました。

本日は、皆様のさまざまな見地からのご意見をいただきながら、効率的に会議を進めたいと思いますので、ご協力お願い

いたします。

それでは、早速、会議次第に従い会議を進めてまいります。まず、当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、森委員、小野口委員の2名をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の議題といたしまして、議案は4件でございます。この議案につきましては、平成24年1月30日付、宮都第818号、第819号、第820号、第821号にて市長から諮問がなされております。

審議内容は、開催通知でもご案内しております。議案第1号については「宇都宮都市計画用途地域の変更」宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業区域、議案第2号については「宇都宮市火葬場の変更」1号宇都宮市斎場、議案第3号については「宇都宮都市計画緑地の変更」11号戸祭山緑地、議案第4号については「宇都宮市景観計画の変更」白沢地区景観形成重点地区の指定等でございます。

議案第1号につきましては、宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業の進捗に伴う用途地域の変更について審議する議案でございます。

議案第2号と議案第3号につきましては、宇都宮市斎場の廃止と、廃止後の土地利用として緑地の拡張につきまして審議する議案でございます。

議案第4号につきましては、宇都宮市の景観計画について意見を伺う議案でございます。

このことから、まず議案第1号の審議を行った後、議案第2号と議案第3号を一括で審議し、次に議案第4号について意見を伺いたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

森本議長

付議案件の審議につきまして、改めて会議の公開、非公開を確認させていただきます。

本日の審議につきましては、公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。傍聴者はいらっしゃいますか。

大貫書記

記者1名です。傍聴者はありません。

森本議長

それでは、記者の方の写真やビデオ撮影については、ここまでにさせていただきたいと思っております。審議の公開に際し、お手元の傍聴要領の記載内容をお守りいただきますようお願いいたします。それでは、議事に入ります。議案第1号「宇都宮都市計画用途地域の変更」について事務局より説明をお願いします。

田辺幹事

それでは、ご説明します。議案第1号「宇都宮都市計画用途地域の変更」についてご説明いたします。議案書表紙を開き、計画書をご覧ください。

こちらは、変更後の内容のみを記すものになりますので、次ページの新旧対照表をご覧くださいと、変更前後の比較表示となっております。

次に総括図をご覧ください。この度、用途地域の変更を行

おうとするところは、宇都宮大学の東南部に位置し、現在、宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業が進められている地域になります。

変更前の用途地域は、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域となっております。具体的内容については、A3の説明資料1をもとにご説明いたします。

まず、この度の変更の趣旨であります。宇都宮大学東南部地区は、道路、公園をはじめとする公共施設が未整備であることや防災上の観点からも計画的な都市基盤整備が必要な地区であることから、現在、土地区画整理事業を進めており、それにより形成される良好な住環境を保全するとともに、当該地区内に形成される都市計画道路3・3・105号産業通り沿道の将来の土地利用を考慮した用途地域の変更を行おうとするものであります。

現況土地利用につきましては、地区内に若干の商業・業務施設が立地しておりますが、地区のほとんどは一般住宅や共同住宅となっております。用途地域の指定状況につきましては、記載のとおりです。

次に、3の用途地域の変更内容についてであります。A3の説明資料1-2をあわせてご覧ください。本市の交通計画上骨格をなす都市計画道路産業通り沿道は、将来の土地利用を考慮して第二種住居地域とし、その後背地となる地区については、都市基盤整備により形成される良好な住環境を保護しつつ、日常生活の利便から中規模な店舗等の立地を許容する第二種中高層住居専用地域とするものであります。

説明資料1の中段の表をご覧ください。この度の変更に係る用途地域の主な制限内容になります。青の破線で囲んだものが変更前の用途地域で、赤の実線で囲んだものが変更後の用途地域となります。住宅系については、いずれも同じ内容となっておりますが、店舗や事務所等の内容が変わっております。例として、店舗の床面積は、第二種住居地域では、10,000㎡以下となり、その後背地の第二種中高層住居専用地域では、2階以下の部分で1,500㎡以下となるなどそれぞれの特性に応じた用途地域となります。

なお、都市計画マスタープランにおける当該地区の位置付けは、一般住宅地としており、住宅を主体としつつも、中小規模の店舗、事務所等と共存した地域としております。

次に、4の用途地域変更に係るスケジュールであります。平成23年8月に開かれた区画整理審議会において案を示し了解を得た後、関係権利者宛て変更内容および説明会開催案内を個別通知し、説明会を3回開催、参加者は計8名でした。

また、都市計画法に基づく縦覧等につきましては、広報誌や市ホームページ、また、地元掲示板でお知らせし開催いたしました。法第16条に基づく公聴会および素案の縦覧につきましては、意見申出書の提出なし、公聴会参加者2名でした。

また、法第17条に基づく案の縦覧につきましては、平成24年1月6日～1月20日まで実施し、縦覧者2名、意見書の提出はありませんでした。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろ

しくお願いいたします。

森本議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

井澤委員

説明資料1の用途地域の主な制限内容の表で、事務所等は第一種中高層住居専用地域がバツで、第二種住居地域がマルとなっているのですが、これはどのように解釈すればよろしいのでしょうか。

田辺幹事

用途地域の表をご参照ください。表にございますように、単独事務所につきましては、第一種中高層住居専用地域については建築できないということをございます。また第二種住居地域につきましては事務所が面積に制限無く建てられるということをございます。

森本議長

他にいかがでしょうか。ございませんでしょうか。特にご意見が無いようでしたらお諮りしたいと思ひます。議案第1号「宇都宮都市計画用途地域の変更」につきまして、原案通り異存なしとしてご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議無し。

森本議長

それでは、原案どおり異存なしとして答申することといたします。

続きまして、議案第2号「宇都宮都市計画火葬場の変更」、議案第3号「宇都宮都市計画緑地の変更」について事務局より説明お願いいたします。

田辺幹事

議案第2号「宇都宮都市計画火葬場の変更」並びに議案第3号「宇都宮都市計画緑地の変更」につきまして、一括してご説明させていただきます。なお、議案第3号につきましては、栃木県決定の都市計画変更でありますので、栃木県より宇都宮市あてに都市計画の変更について意見の照会がなされたものであります。

それでは、議案第2号「宇都宮都市計画火葬場の変更」についてご説明いたします。議案書をお開きください。1ページは、今回変更しようとする宇都宮都市計画火葬場の変更の計画書でございます。2ページをお開きください、宇都宮市斎場の廃止の総括図でございます。

次に、議案第3号「宇都宮都市計画緑地の変更」の1ページをお開き下さい。計画書でございます。2ページの新旧対照表ご覧いただきますと上段は変更後の面積、下段の括弧書きは、変更前のものであります。3ページをお開き下さい。総括図でございます。4ページをお開き下さい。計画図でございます。5ページをお開き下さい。新旧対照図でございます。具体的内容については、A3版の説明資料2に基づきご説明いたします。

まず、1の都市計画変更の趣旨についてですが、戸祭山緑地は、都市計画マスタープランにおいて、冷涼な空気を市街地につなぐ風の道の役割を担う宇都宮丘陵の一部として適切

な整備・保全を図るとともに、身近な緑とのふれあいの拠点となるみどりの軸として位置づけしております。また、緑の基本計画においても、緑地保全が必要な保全配慮地区として位置付けていることから、将来にわたる緑の連続性の確保と強化、戸祭山緑地との一体的な活用と樹林地の保全育成を図るため、当該地区に指定されている宇都宮市斎場の廃止に伴い、緑地の拡大を行うものがございます。

次に、2の土地利用の現況等についてであります。戸祭山緑地は、市中心部から北方約1.5km、総合公園八幡山公園の北方に位置し、周辺を住宅団地で囲まれており、貴重な動植物が生息し、多様な自然環境を有する緑豊かな丘陵地でございます。また、宇都宮市斎場は、施設の老朽化等により平成21年3月に稼働終了しております。

次に3の都市計画決定の経過についてであります。現在の宇都宮市斎場は昭和50年12月に面積約1.4haについて都市計画決定を行いました。また緑地につきましては、平成元年2月に面積約23.5haについて都市計画決定を行い、現在に至っております。

続きまして4の都市計画の変更内容についてですが本案は宇都宮市斎場の廃止を行うとともに、旧斎場と近隣の市有地を含む約2.3haについて戸祭山緑地へ編入し、緑地を拡大するものがございます。なお、上段の図は、変更前の都市計画決定について示しております。赤く囲まれた部分が戸祭山緑地で、青く囲まれた部分が宇都宮市斎場となっております。その南側に市有地がございます。変更後は下段にございますとおり、全体が戸祭山緑地となります。

都市計画法第17条に基づく都市計画案の縦覧でございますが、火葬場の変更につきましては、広報うつのみや1月号や、市ホームページなどでお知らせし、平成24年1月6日から1月20日まで行いました。また、戸祭山緑地につきましては、栃木県公報や県のホームページ、広報うつのみや1月号や、市ホームページなどでお知らせし、同様に平成24年1月6日から1月20日まで行いました。いずれも、縦覧者1名、意見書の提出はございませんでした。

なお、緑地整備の内容につきましては、参考資料2をご参照ください。

以上をもちまして、議案第2号「宇都宮都市計画火葬場の変更」、議案第3号「宇都宮都市計画緑地の変更」の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

森本議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

一木委員

参考程度にお聞きするのですが、変更後の25.8haというのは、全て宇都宮市の所有する土地という意味ですか。

田辺幹事

参考資料2の赤で囲っている部分ですが、このところですか。斎場の部分と南側に宇都宮市の市有地がございます。緑地全体といたしましては、全部が宇都宮市の所有ではございません。

一木委員

あわせて、この緑地の将来的な利用計画があるかどうかについてお伺いいたします。

小堀幹事

戸祭山緑地につきましては、平成元年に都市計画決定をいたしました。その後、用地買収に努めてきたところでございます。平成12年に自然環境調査、14年に樹林地等の計画を作っております。基本的には散策等に供するほか、宇都宮市指定の天然記念物でございます、トウキョウサンショウウオもおりますので、生態系の保全に配慮した計画を作ってきたところでございます。それにあわせまして、保全活動、維持管理活動を行ってまいりました。

今回、この斎場跡地が含まれますことから、見直しを行っていきたいと考えておりますが、基本的には緑地の生態系の保全に配慮した樹林地等の計画づくりを進めて参りたいと考えております。

森本議長

その他なにかございますか。

塚田委員

斎場まで行く手前にピンク色の管理施設整備のゾーンがありますが、現在はここまで車でいけるはずですが、この道は最終的に車が通れるような緑地にするのか、それとも管理施設を整備した時には、管理施設に行く車だけが入れるようにするのかお聞かせ頂きたい。

小堀幹事

管理棟までの車のアクセスについてのご質問かと思いますが、基本的に戸祭山緑地は、丘陵地が大半でございます。そのため、トイレや駐車場といった施設は現在ございません。

今回、旧斎場跡地が編入できるということで、この管理施設の所に、環境学習や環境保全活動の場になる管理施設とともに、駐車場を設けてまいりたいと考えております。ここからの戸祭山緑地の散策路へのアクセスでございますが、斎場跡地の利用計画とあわせて検討してまいりたいと考えております。ここまで来ていただきまして、利用者は歩いて散策していただくと考えているところでございます。

森本議長

その他にいかがでしょうか。

青木委員

個人的な希望でございますが、将来のことを考えていただけるのであれば、八幡山との一体化で大きな自然公園というものも考えていただけたらと思います。

森本議長

ご要望という形でよろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

安藤委員

そうしますと、斎場を解体して山林に復元するということがよろしいでしょうか。

小堀幹事

はい。

森本議長

他にいかがでしょうか。ございませんでしょうか。特にご意見が無いようでしたらお諮りしたいと思います。議案第2

号「宇都宮都市計画火葬場の変更」、議案第3号「宇都宮都市計画緑地の変更」につきまして、原案通り異存なしとしてご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議無し。

森本議長

それでは、原案どおり異存無しとして答申することといたします。続きまして、議案第4号「宇都宮市景観計画の変更」について事務局より説明をお願いいたします。

田辺幹事

それでは、議案第4号「宇都宮市景観計画の変更」についてご説明いたします。まず、付議の理由ですが、景観法第9条により、景観計画を変更しようとするときは、景観計画で定める良好な景観の形成に関する内容は都市計画の内容にも関係し、かつ土地利用等に関する制限等を定めることとなることから、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされております。

今般、現在の景観計画に景観形成重点地区の追加等を行う変更案を作成しましたので、議案として付議するものです。それでは、議案の説明をさせていただきます。説明は、説明資料3にまとめておりますので、こちらにて、説明させていただきます。議案は、宇都宮市景観計画の変更についてであります。

まず、趣旨ですが、宇都宮市景観計画の変更について諮問するもので、変更の内容としては、次の2点になります。1点目は、景観形成重点地区の指定、白沢地区について、2点目は、宇都宮市景観計画の構成の変更についてであります。

次に、1の変更の理由でございますが、白沢地区は、宇都宮市の北東に位置し、旧奥州街道の第一の宿であった白沢宿の面影を残す集落が現在も残され、地区住民が歴史や自然を活かしたまちづくりに積極的に取り組んでおります。この宿場町の歴史を活かした景観の創出を図り、歴史・自然・文化が一体となった景観をふるさとの記憶として伝承していくため、景観計画に基づく景観形成重点地区に指定するものであります。また、今後も景観形成重点地区等の追加指定が想定されることから、地区ごとの方針や行為の制限等をわかりやすくするため、景観計画の構成を併せて変更するものです。

次に、2の策定経過でございますが、これまでも、白沢地区では地元組織である奥州街道白澤宿の会等がまちづくりに積極的に取り組んでいる経緯がありましたので、これらまちづくりの機運に合わせた景観づくりに取り組むため、平成21年8月に、地元組織である白沢地区景観づくり検討会を設置し、ワークショップなどを行ない、平成22年3月に白沢地区景観づくり方針を作成いたしました。

この方針の実現に向け、平成22年8月に、検討会に係る行政機関を加え、白沢地区景観づくり推進協議会へと推進体制を強化し、説明会やワークショップなど地元の方と意見交換を進めながら、景観形成重点地区の内容をまとめてまいりました。昨年10月からは、景観審議会や協議会及び市で検討を行い、素案としてまとめ、今年の1月に縦覧・公聴会

を開催したところであります。なお、縦覧・公聴会では特にご意見はありませんでした。

次に、3の景観形成重点地区等の内容でございますが、まず、(1)景観形成重点地区の区域ですが、区域については、図で示した赤枠の範囲となりまして白沢町のうち、白沢宿を中心とした面積約11haの区域となります。

次に、(2)景観形成重点地区の目標及び方針ですが、景観形成の目標として歴史的な趣と緑豊かな、伝統の感じられる宿場町の風景の創出を掲げております。

次に、景観形成の方針としては5点掲げておりまして、まず1点目は、「歴史的な記憶をとどめる建物等を保全・活用する。」2点目は、「継承されてきた特徴ある敷地形状を守り、活かす。」3点目は、「宿場町の風情のあるまち並み景観を創出する。」4点目は、「水と緑により、楽しく歩ける歩行空間を演出する。」5点目は、「伝統ある文化の継承と、地域力を活用した賑わい景観を創出する。」であります。これにより、白沢宿としての歴史と自然、文化が一体となった魅力ある景観を形成してまいります。

次に、(3)良好な景観形成のための行為の制限のア、届出対象行為ですが、表のとおり、建築確認が必要なものすべての建築物、工作物などを対象としております。

次に、裏面に移りまして、イ、建築物及び工作物に関する行為の制限、景観形成基準ですが、こちらは、景観形成基準の特徴についてご説明いたします。

まず、1点目は、歴史的な沿道景観を形成するため、継承されてきた敷地形状の維持や、塀・柵の素材や高さに制限を設けたことです。

2点目は、歴史的な景観の保全のため、風情を残す建築物や大谷石を活用した石蔵の保全・活用を定めたことです。

3点目は、宿場町の景観の創出のため、建築物等へ和風デザインを採用や2方向以上に勾配する屋根、素材を瓦等に定めたことです。

4点目は、歴史的な景観に調和させるため、建築物等の外壁・屋根に使用できる色彩を制限したことです。具体的な色の制限は色表のとおりとなります。

5点目は、水と緑の潤い景観形成のため、シンボル樹木や寺社にある緑の保全、掘割の維持管理を定めたことです。

6点目は、歴史的な景観に調和させるため、屋外広告物の制限を強化したことです。主なものとしては、自家用外広告物の禁止や総表示面積の制限、色彩の制限となりまして、具体的な色の制限は資料右側の色表のとおりとなります。なお、屋外広告物の制限については、景観形成重点地区指定と併せて宇都宮市屋外広告物条例に基づく広告物景観形成地区に指定し、この景観形成基準を屋外広告物の許可基準とすることで、景観計画と屋外広告物条例の連携性及び整合性を図っております。

次に、景観計画の構成の変更の内容についてご説明いたします。議案第4号宇都宮市景観計画(案)の冊子2枚目、構成(案)のページをお開きください。併せて別紙をご覧ください。別紙は、変更前の平成23年3月(改訂版)時の構成となりますが、地区ごとの区域や方針、行為の制限をわかり

やすくするため、枠で囲った部分を地区別編に再編し、議案第4号のように変更するものです。また、今回、景観形成重点地区に追加指定する白沢地区の内容は、議案書では、49～53ページに記載しています。

続きまして、最後に参考資料の景観形成重点地区の規制の仕組みについてですが、こちらは景観形成重点地区の基本的な解説の資料となります。

以上で、議案の説明を終わります。

森本議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

一木委員

このような景観計画の指定は、宇都宮市全域が指定されるものではなくて地域ごとの指定になっているのかと思うのですが、地域住民には何らかの負担がかかるわけですから、公平性という問題が出てくると思います。このような地区の指定にあたり、地域住民との意見の交換はされているのかということと、地区指定をすることの意義などが住民と共有できているのかどうか教えていただきたいと思います。

田辺幹事

宇都宮市の景観計画につきましては、宇都宮市全域を対象区域とし、方針や基準を記載しております。届出制度という仕組みで行っておりますが、全てではなく大規模なものを対象としているところでございます。

参考資料をご覧ください。今回の重点地区は、宇都宮の特徴を有し、本市の顔としてふさわしい地区としてきめ細かく規制誘導の届け出制について定めたものが景観形成重点地区となります。

景観形成重点地区の特徴といたしましては、1つ目は、全ての建築物が届け出対象となることで、きめ細かな景観形成が図れる。

2つ目は、不適合に対しては景観審議会の意見を聞き、変更命令等を行うことができる。さらに、変更命令等に従わない場合には、罰則を適用することができるため良好な景観が保持される。

また、3つ目として、景観計画に適合する修景工事などに助成制度も用意してあるというものです。景観計画の規制そのものは、過度な規制というよりは、届け出勧告で目指すべき良好な景観を形成するために誘導していく仕組みとして運用しております。

白沢の合意の状況についてでございますが、白澤宿の会という地域住民で宿場町の景観を保全しようという地元組織がございました。そちらが核となり、行政が支援する形で、その方針を作ったものであります。そのことから、十分にワークショップや意見交換を行い、現在では全員の方から、景観形成重点地区にすることの同意をいただいております。

一木委員

私の言葉の使い方も誤っていた部分もあり恐縮です。私が言いたかったのは、全市が平等の指定がされているわけではないということで、重点地域とそうでない場所では一定の住民の負担が単なる届け出であったにしてもかかるわけですか

ら、その部分で十分なコミュニケーションが住民との間でとれているのかどうかということです。

先ほど説明の中で出ました全員同意というのは、地域住民全員の同意ではなくて、市民団体の方々の同意ということではないのかと思うのですが、そういう団体に参加しない方の権利もあるわけですからそういう方々との意志疎通はとれているのだろうかという意味でお聞きしますがいかがでしょうか。

田辺幹事

景観計画の重点地区等の指定にあたっては、権利者の合意形成というものを重要に捉えております。全ての権利者の方に案を郵送いたしましたので、その中で反対意見というものはございませんでした。そのようなことから、合意形成は取れているものと判断しております。全ての権利者の方に計画の内容を文書で通知し、説明会も行って、その中で反対意見は無かったという状況でございます。

一木委員

分かりました。

森本議長

他になにかございますか。はいどうぞ。

櫻井委員

全ての建物等が届け出対象となるということなのですが、現時点での不適合となる建物や、外構がどれくらいあるのかと、期間などを設けているのかどうかお聞きします。

田辺幹事

現在の不適合については、現時点ではございます。景観計画につきましても、現在不適合であるものは、次の更新、建て替時に適合するようしてもらおうということで、すぐにそれを直してもらおうというような仕組みではございません。不適合の件数につきましては詳細に把握しておりませんのでお示しできない状況でございます。

森本議長

既存不適合が多くて、違和感がある程度ではないということでしょうか。

田辺幹事

はい。

森本議長

他になにかございますか。はいどうぞ。

森委員

説明資料3の最後の所なのですが、届け出対象行為ということで④その他で1haを超える開発行為とありますけれども、これで十分なのでしょうか。

田辺幹事

こちらについては条例の仕組みとの関係で書かせていただいております。1haを超える第二種特定工作物等を想定しているもので、現実的には白沢地区には該当するような区域はありませんが、条例との関連で計画書に記載しております。

森本議長

よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。美しいまちなみを作るということで地域住民から声が上がって進めようとしていることですので、いい試みではないかなと思いま

すが、特段ご意見無ければお諮りしたいと思いますですがよろしいでしょうか。

それでは、議案第4号「宇都宮市景観計画の変更」について、原案どおり異存なしとしてご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

森本議長

それでは、原案どおり異存なしと答申することといたします。以上で本日の議事につきましては、終了致します。続きまして、3のその他ですが、委員の皆様から何か、ご発言ございますか。それでは、特にご意見もないようですので、本日はこれで終了といたします。

最後に事務局から事務連絡等ありましたら、よろしく願いいたします。

田嶋書記

それでは、本年度最後の都市計画審議会となりますので、最後に大島都市整備部長より一言ご挨拶させていただきます。大島部長よろしくお祈いします。

大島幹事

本日は、4つの議事につきまして、慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

さて、本審議会は平成24年3月で、委員の更新時期を迎えますことから、委員の皆様には、2年間、宇都宮の都市計画、都市づくりにつきましてご尽力をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

今後とも、本市の行政運営に対しまして、ご支援をお願いいたします。簡単ではございますが、御礼の言葉とさせていただきます。委員の皆様、本当にありがとうございました。

森本議長

それでは、これをもちまして第52回宇都宮市都市計画審議会を閉会いたします。

長時間のご審議ありがとうございました。

第52回宇都宮市都市計画審議会

会 長

森 本 章 倫

議事録署名委員

小 野 口 睦 子

議事録署名委員

森 賢 一 郎